

議 会 運 営 委 員 会

令和3年7月2日（金）

午後1時30分～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 陳情審査の流れの検討について

資料 1

2 常任委員会で実施した請願者等の意見陳述実施にかかる意見について
(参考資料) 浜田市議会請願者等の意見陳述等に関する規程

資料 2-1

資料 2-2

3 その他

陳情審査の流れについて（会派等意見）

会派等名	意見
山水海	<p>審査プロセスを変更する。</p> <p>陳情書を配布、その内容に関する状況確認を執行部に対して行う。</p> <p>その段階で進捗があるもの、見込めるもの、見込めないものが判別できるので、その後、委員間で協議の必要性の有無を確認し、有りの場合は委員会での対応等協議する。</p>
創風会	<p>「チーム議会」としての対応が、何よりも必要な状況にあると判断している。</p> <p>陳情の流れは、6/23 参考資料にある「請願と同じく委員会に付託し採択または不採択を決め議長に報告するが、本会議では採決しない」でよいと考える。</p> <p>付託までの流れは、6/23 議会運営委員会で示されたフローチャートで対応することに創風会は賛成する。</p> <p>付託後の流れは、案 2 を支持する。</p>
未来	<p>付託までの流れはフローチャートのとおりでよい。</p> <p>審査の流れは、案 2 を希望する。</p>
超党はまだ	<p>今回の問題が議員全体のものとなっておらず、全議員で話し合い結論を出す。</p> <p>①市民の請願や陳情の権利は保障すべきであり、市政の市民参加を進めるといことから、議会として可能な限り陳情を受け付け、処理するという姿勢を持つ。</p> <p>②議会として陳情処理に当たっては、願意を見極め、陳情書の行間にあることなど幅広く拾い上げ、陳情者が述べる課題、市政への要望などについて審査を行い、議会として市長に対して善処方など伝える。</p> <p>③（1 回目の）陳情でしっかり調査をし、執行部の見解を求め、陳情案件の周辺にある課題など幅広く調査し、委員会として意見をまとめて陳情の採否を決定し、その旨陳情者に通知する。同一案件で再び、三たび陳情があった場合には「1 回目のとおり」として回答し、議会審議の迅速化、簡素化を図り、事務の軽減を行う。</p>

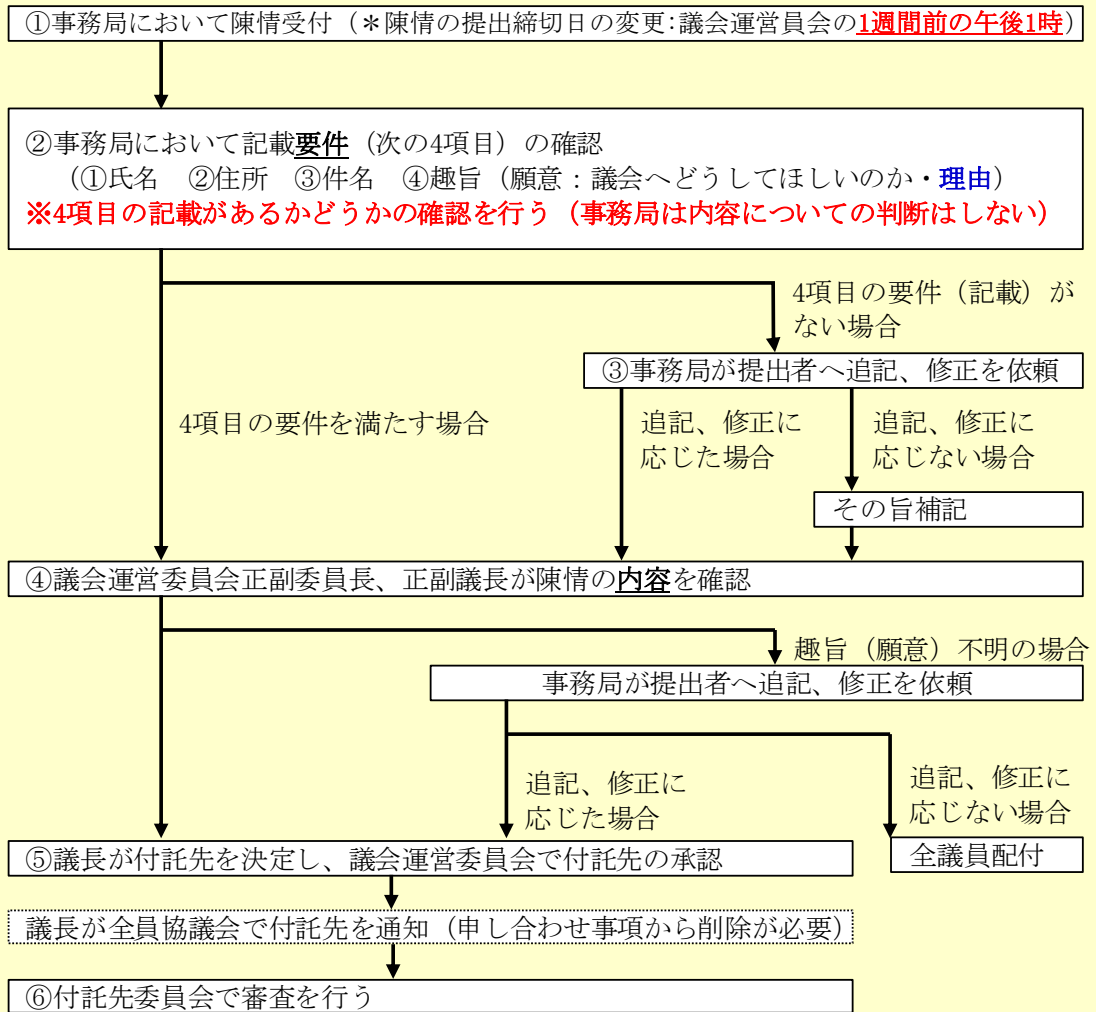
会派等名	意見
公明クラブ	<p>受付から付託までについては見直し案が良いと思いますが、1点気になるのが、</p> <p>④以降の部分で趣旨不明のものについて、再度陳情者に確認する作業が、方法によっては事務局・陳情者の双方に負担がかかるのではないかという点です。(電話対応ならまだ良いかと思いますが、来庁が難しい方もあるのでは?)</p> <p>付託先での審査は、案1の基準を用いなくて、全て審査を行うが良いと思います。</p>
西村議員	<p>【陳情の流れに関する意見】</p> <p>※フローチャートの②③における記載要件の確認は簡易なものとし、いわば(仮)受付扱いとする。</p> <p>①フローチャート④の「陳情の内容確認」は議会運営委員会で行う。</p> <p>② 上記①において、「趣旨(願意)不明」につき「追記、修正の依頼」をしても、なお「趣旨(願意)不明」あるいは「追記、修正に応じない」場合(「陳情書取扱基準」の(1)に該当)は、当該陳情を「受理しない」または「陳情者に返却」する。</p> <p>③「追記、修正の依頼」も含め、上記②において、事務局任せにしない方法で対応する(例:複数の議会運営委員+事務局員で対応)。</p> <p>【審査のやり方】</p> <p>案1を選択。</p>
西川議員	<p>提案された見直し案の流れで良いと思います。</p> <p>⑥付託先での審査については「案2」が良いと考えます。</p> <p>ただし、審査を行わないと判断した案件については、委員だけでなく全議員に配布すべきだと思います。</p>

◆陳情審査の流れについて

【見直し案（配付をなくし付託先で審査する方向性）】

議会運営委員会での陳情書取扱基準への該当の判断は行わず、受付けた陳情は全て該当の委員会に付託することとし、議会運営委員会では付託先の確認のみを行い、次のとおりとする。

～受付から付託まで～



～上記⑥の付託先での審査～

案 1 全て審査し、継続審査や採択・不採択・一部採択の採決を行う。
※基準を用いない

案 2 基準に該当しない案件を審査し採決し、継続審査や採択・不採択・一部採択の採決を行う。
* 基準該当の場合は、審査を行わず委員へ配付
* 委員会条例の改正必要

案 3 審査は行うが、採決を行わない。
* 委員会条例の改正必要

請願者等の意見陳述実施後の意見と今後の方針について

委員会名 (件数・実施日)	所要時間	意見
総務文教委員会 (陳情 5 件) (6 月 28 日)	陳述：13 分 陳述者への質疑：0 分 審査：48 分 (※報告事項あり) 自由討議：20 分 採決：20 分	<ul style="list-style-type: none"> ・(委員会の意見) 効果としてあったかどうかは置くとして、住民参加という立場で見た場合は制度としては積極的に今後も取り入れていくべき ・(委員意見) 市民参加の糸口を作ったということでは有効である。定着をしないと在り様については評価が出しにくい、意見陳述する機会を積極的に仕掛けていけば違ってくる。ぜひ続けるべき。 ・(委員意見) 市民の議会への参加という意味では有効な方法であるが、あくまでも書面(陳情書)で願意を示してほしいということが基本である。陳情者と話す機会があり、そのことを伝えたが「意見陳述の目的に請願書や陳情書だけでは表現しきれなかった願意を述べる機会」とあると言われた。あくまでも書面で願意を伝えていただきたいということをもう少しはっきりさせたい。機会としてはよいことではあるが、今日の件はかなり願意が伝わっているので、思いを述べられたいのだろうが、あってもなくても変わらなかったと思う。十分に書いてあれば審議に足りるからという気もした。揺れている。 ・(委員意見) 今日の陳情に関して言うと、意見陳述はなくても十分理解することができたので必須としてなくてもよかった。基本的には書面を出してもらい、その中で願意を伝えてもらうということが基本にある。我々に対して直接意見を言う場を何かしら作っていくということは検討の余地がある。現状のこうした意見も踏まえ、引き続きどういう形で担保するかは検討してほしい。結論として、なくした方がよいか、このまま続けた方がよいかは判断しかねるが、そういう感想をこの試行期間においては持った。 ・(委員意見) 住民参加、公開という面からは今日の陳述はよいと思う。ただ、文面を見ればわかるというものもあるし、何よりも陳述者、陳情者をしてその人が持ついろいろな意見や地域の背景、行間に込められた思いなども我々としては拾い上げ、そのことをしっかり理解して、賛成するなら賛成し、執行部の背中を押すというようなつもりなので、ぜひとも積極的に対応したい。

委員会名 (件数・実施日)	所要時間	意見
福祉環境委員会 (陳情 3 件) (6 月 29 日)	陳述：8 分 陳述者への質疑：10 分 審査：36 分 自由討議：0 分 採決：7 分	<ul style="list-style-type: none"> ・現状（案）のままでよい。
産業建設委員会 (請願 1 件、 陳情 4 件) (6 月 30 日)	陳述：12 分 陳述者への質疑：26 分 審査：36 分 自由討議：0 分 採決：8 分	<ul style="list-style-type: none"> ・（委員意見）的外れな回答には委員長からの指導が必要では。 ・（委員意見）陳述者と委員との質疑答弁の様子から 3 分の設定意義が薄れていると思う。質疑答弁が長いのでは。 ・（委員意見）陳述者は答弁に慣れておらず仕方ないのでは。やり方はよい。発言で意図がわかった。執行部答弁中に陳述者が聞こえるように発言があるので、委員会として整理して、発言中は静聴し、発言後自身の発言をするといったことのルール化を言うと良い。 ・（委員意見）書面で趣旨は把握できたので陳述の実施はなくてもよいのでは ・（委員意見）紙面でわかれば、必要ないと思って陳述への質疑をしなかった。陳述でなくても内容がわかったので陳述の必要はないと思った。

浜田市議会請願者等の意見陳述等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）第 21 条第 5 項に規定する請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の説明又は意見陳述（以下これらを「意見陳述等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見陳述等をすることができる者)

第 2 条 意見陳述等をするすることができる者は、請願者等のうち 1 人とする。

(意見陳述等の実施)

第 3 条 意見陳述等は、請願又は陳情（以下「請願等」という。）の審査が行われる委員会（浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下「委員会」という。）において実施する。

(意見陳述等の時間)

第 4 条 意見陳述等の時間は、請願等 1 件につき 3 分以内とする。

(意見陳述者に係る質疑)

第 5 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、意見陳述等をしようとする請願者等（以下「意見陳述者」という。）に対して質疑をすることができる。

2 意見陳述者は、委員及び市長その他の執行機関に対して質疑をすることができない。

(意見陳述等の申出等)

第 6 条 意見陳述者は、意見陳述等申出書（様式第 1 号）を、それに係る請願等の提出期限までに、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の申出があったときは、意見陳述等の実施について、意見陳述等実施通知書(様式第 2 号)により意見陳述者に通知するものとする。

(意見陳述者の守るべき事項)

第 7 条 意見陳述者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと。
- (2) 請願等の範囲を超える発言をしないこと。
- (3) 個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定の政党、個人等への誹謗中傷その他社会通念上適切でない認められる発言をしない

こと。

(4) この告示に違反しないこと。

(5) その他委員会の議事の妨害となる言動をしないこと。

(費用弁償)

第 8 条 意見陳述者には、意見陳述等に係る旅費等を支給しない。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

請願・陳情（代表）者

住 所

（団体名）

（ふりがな）

氏 名

連絡先

意見陳述等申出書

年 月 日に提出しました請願・陳情についての意見陳述等を
希望します。

1 請願・陳情名

2 意見陳述等を行う人の住所・氏名・連絡先

- 上記の請願・陳情（代表）者と同じ。
- 異なる場合（団体からの請願等で代表者でない場合）

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

意見陳述者 様

浜田市議会議長



意見陳述等実施通知書

年 月 日付けで申出のありました意見陳述等については、
次のとおり実施しますので、浜田市議会請願者等の意見陳述等に関する規
程第 6 条第 2 項の規定により通知します。

意見陳述等を実施 する請願・陳情名	
委員会開催日時	
会 場	
意 見 陳 述 者	
備 考	